

商法 出題の意図

問題1

直接取引（会社法356条1項2号）締結に際しての会社法上要求される手続と、取締役の行為の差止請求（360条）に関する設問である。

構造的に会社と経営者との利益が相反する取引は、利益相反取引として取締役会（又は株主総会）の承認決議が必要である（365条・356条1項2号）。また取締役会決議においては、特別利害関係を有する取締役は決議に参加することが出来ない（369条2項）。本問においては、甲社での承認決議が必要となることを、条文をあげて説明することを求める。

取締役の行為に反対する株主は、取締役の行為の差止める（360条）ことが考えられる。本問においては、DがAによる甲乙間の売買契約締結の差止めを求めることを、条文をあげて説明することを求める。

問題2

見せ金についての基本的な知識を問う設問である。

見せ金とは、株式引受人が第三者から金銭を借り入れて会社に払込み、成立後に会社から直ちに払込金を引き出し、引受人の借入金弁済に充当する行為である。この行為を認めると、会社の資本金は実質的になかったこととなってしまう。そのため、最高裁（最判昭和38年12月6日民集17巻12号1633頁）は、有効な払込みとは認めないと立場をとっている。平成26年改正によって、見せ金を仮装した発起人または関与した発起人は、改めて有効な出資をする義務を負う（52条の2第1項、2項）。